令和7年8月
教育部指導室

令和７年度

府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会 を開催しました。

府中市教育委員会では、府中市いじめ防止対策推進条例（令和５年４月施行）第９条に基づき、附属機関として、府中市いじめ問題対策委員会を設置しています。

令和７年７月１６日に「令和７年度　府中市教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催し、令和５・６年度のいじめ防止等に向けた取組について報告するとともに、今後の府中市教育委員会及び府中市立小・中学校におけるいじめ防止等に向けた取組を充実させるための協議を行いました。

1 府中市立小・中学校のいじめの防止等の対策を推進するための方策について諮問しました。

教育長から委員長に対して、府中市立小・中学校のいじめの防止等に向けた取組を推進するための方策について、答申するよう諮問しました。

2 府中市立小・中学校と教育委員会の令和５・６年度のいじめ防止等の取組について報告しました。

当日配布資料から

１　小・中学校における取組

「『府中市いじめ防止対策推進条例』に基づく子供たちへの指導」「『心の健康観察』の実施結果を生かした早期発見・早期対応の実施」等

２　市教育委員会における取組

「組織的対応の重要性の啓発」「いじめの定義やいじめの認知についての周知」等

3 府中市立小･中学校のいじめの防止等のための対策の推進について協議・意見交換を行いました。

１　児童・生徒が主体となるいじめ防止等の授業の充実

グランドデザインで示した４つの視点を重視し、日常的に児童・生徒主体の教育活動を推進する。あわせて、「弁護士と連携したいじめ防止等のための授業」など、専門職を活用したいじめ防止授業を取り入れるなど、児童・生徒が、当事者意識をもって、いじめの問題を捉え、いじめ防止について考えたり自ら行動を起こしたりすることができる教育活動の充実を図ることが有効である。

２　いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実

児童・生徒が初期の段階で SOS を出せるようにするためには、周りの大人との信頼関係を構築することが大切である。初期のいじめであっても、児童・生徒は気が付いているのではないか。そのことを担任等に相談したり、自ら行動に繋げたりするなど、児童・生徒自身が、学校の風土やクラスの雰囲気をよりよくしていこうとする気持ちを醸成していくための仕掛けが必要である。

３　いじめ重大事態や対応困難な事案の防止

学校いじめ対策委員会は週１回程度の定期開催が望ましい。学校いじめ対策委員会を核として学校の組織力を強化し、いじめ重大事態や対応困難な事案に早期対応・早期解決を図ることが必要である。